

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

第10準備書面

2026年（令和8年）5月25日

東京地方裁判所民事第2部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口 かおり



第2分冊について、被告の不開示事由該当性に関する主張に反論する前提として、被告による不開示部分の区切り方が極めて不十分であることを述べる。

第1 不開示情報の特定と釈明義務について

原告第9準備書面で述べたとおり、不開示部分該当性の審理にあたっては、被告において不開示部分をできる限り細かく区切って主張立証すべきことが求められる。

原告は、同書面において、第1分冊の各文書について、依然として細分化ないし不開示部分の限定が極めて不十分であることを指摘したが、第2分冊についても同様である。

最高裁令和7年6月3日第三小法廷判決（民集79巻4号1389頁、判タ1540号16頁）の宇賀克也裁判官意見が述べるように、「おそれ」のある部分を「○頁の△行目の◇文字目から□文字目まで」等と具体的に特定して不開示事由に該当性の主張立証を行うべきである。

被告が開示により支障が生じる「おそれ」のある部分を具体的に特定しない場合、

裁判所は、釈明権を行使して、これを特定させ、不開示事由に該当する理由を説明させる釈明義務を負うというべきである。

第2 第2分冊について

1 乙②1

僚船以外の漁船の乗組員からアンケート形式で回答を得た文書（被告準備書面（12）42頁）である等の被告の説明から、設問と回答者の回答とを典型的に分けることができることは明らかであるにもかかわらず、被告はこの二つを区切ることすらしていない。

設問部分と回答部分とでは、該当し得る不開示事由に違いが生じるはずである。例えば、被告主張によっても、運輸安全委員会の事故調査部門が記述した設問部分は、法5条2号ロにいう任意提供情報に該当するとは考えられない。

少なくとも設問と回答を分けた上で、個々の設問や回答について、部分開示できる設問や回答は開示されるべきである。その上で、設問や回答の一部が不開示事由に該当するというのであれば、当該部分について、その記述内容に即した不開示事由該当性に関する主張立証がなされるべきである。

2 乙②2

一部開示された文書の体裁や、不開示部分に記載された情報に関する被告の説明からして、乗組員ないし死亡者の氏名が記載された部分と、着衣・遺体の状況等が撮影された写真とで不開示部分を分けることができると考えられ、被告において区分けすべきである。

原告は、乗組員及び死亡者の氏名の不開示については取り消しを求めない。これらの部分を墨塗すれば、すでに調査が終了し報告書が公表されている本件事故について、写真部分が不開示事由に該当するとは考えられない。

3 乙②3－1

被告は、鑑定書の本文部分全てを「その余」とひとまとめに不開示としている。

被告の説明によれば、この部分には、「本件事故に関連する事項につき、鑑定の実施機関が、その試験研究により培った専門知識を基に、本件事故に関連するデータを物理的に分析した経過及びその結果の判断内容」が記載されているという。

本件事故に関連するデータやこれを分析した経過等は本件事故の調査報告書（甲6）にも記載されている。例えば、同報告書8頁・28頁・66頁等に本件事故に関連するデータが記載されており、報告書中でこれらのデータを物理的に分析した経過やその結果の判断内容が記載されている。乙②3－1「その余」のうち、少なくともこのようなデータや分析経過等は開示できるはずである。

また、鑑定書が全体で18頁からなることからすれば、章立てがなされており各項目に小見出し等がついている可能性も高いと思われるところ、これらも全て不開示とされている。このような状態では、原告において鑑定書の記載内容が不開示事由に該当しないことについての的確な反論ができない。

5号等の「おそれ」があると主張する記載部分を被告において具体的に特定した上で、「おそれ」のない部分は開示すべきであり、そのように不開示部分を分けした上で、具体的に特定した部分について、不開示事由に該当するといえるかが審理されるべきである。

4 乙②4

乙②4の「その余」には「本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容（口語体）」が記載されているとのことであるが、少なくとも質問部分は回答者が任意に提供した情報に該当せず、「2号非公開条件」に該当し得ない。被告において問いと答えに分けて区切るなど、さらに細分化すべきである。

また、やり取りした内容すべてが5号ないし6号の「おそれ」があるとは考え難く、被告において「おそれ」があると主張する記述部分を具体的に特定した上で、

「おそれ」のない記述部分は開示すべきである。

5 乙②29、30、32、33、34の「その余」

これらの部分は、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口語体で記録されている部分であるが、乙②1と同じく、質問と回答者の回答とを類型的に分けることができることは明らかであるにもかかわらず、被告はこの二つを区切ることをしていない。

質問部分と回答部分とでは、該当し得る不開示事由に違いが生じるはずである。例えば、質問部分は、法5条2号にいう任意提供情報に該当するとは考えられない。

少なくとも質問と回答を分けた上で、個々の質問や回答について、部分開示できる質問や回答は開示すべきである。その上で、質問や回答の一部が不開示事由に該当するというのであれば、当該部分について、その記述内容に即した不開示事由該当性の主張立証がなされるべきである。

また、やり取りした内容すべてが5号ないし6号の「おそれ」があるとは考え難く、被告において「おそれ」があると主張する記述部分を具体的に特定した上で、「おそれ」のない記述部分は開示すべきである。

6 乙②31—1

(1) ※4について

※4は乙②31—1の1枚目と2枚目部分であり、第五十八寿和丸の漁船保険の契約相手方が複数の関係者から事故当時の状況について聴き取った内容とのことである。全て不開示とされているが、事故当時の状況についてはすでに事故調査報告書2頁以下で公表されている情報が多く、少なくともこの報告書で公表されている情報部分は開示できるはずであるところ、そのような分けすらなされていない。

被告において、事故調査報告書等ですでに公表されている情報とそれ以外との情報に分けたうえで、公表されている情報については部分開示した上で、それでもな

お不開示部分があるのであれば、当該不開示部分の情報内容に即して不開示事由該当性を主張立証すべきである。

(2) その余について

3枚目から9枚目にわたる「その余」部分が全て不開示とされているが、この部分に記載されているという「調査の結果として、保険契約内容の詳細、保険処理の方針とともに、漁船保険の契約相手方が関係者から聴き取った内容に基づく、事故に至る経過、事故原因の考察の詳細」のうち、事故に至る経緯や事故原因の考察の詳細は、相当部分が公表済みの事故調査報告書に記載された情報と重複していると思われ、少なくともこれらの部分を区分けして開示できるはずである。

また、「その余」の記述がいくつかの項目や小見出しに分かれて記載されているのであれば、少なくとも項目名や小見出し部分は開示した上で、項目ごとに不開示事由該当性を検討すべきである。

「その余」の記載内容すべてが5号ないし6号の「おそれ」があるとは考え難く、被告において「おそれ」があると主張する記述部分を具体的に特定した上で、「おそれ」のない記述部分は開示すべきである。このような包括的な不開示では、不開示部分に記録された一般的・類型的な内容すら不明であり、不開示事由該当性の主張立証として不十分である。

7 乙②38—1

(1) ※5について

※5は、運輸安全委員会の事故調査官による質問と、回答者が回答の便宜で付した記号とのことであるが、本件事故調査は既に終了し事故調査報告書も公表されていることからすれば、質問内容全てを不開示とすることに合理性があるとは考えられず、本来部分開示が可能な部分まで墨塗りとしていると言わざるを得ない。

2頁にわたる墨塗りからして複数の質問が記載されていると考えられるところ、不開示事由該当性は質問内容ごとに検討されるべきである。被告が、複数の質問を

区分けすることなく包括的に不開示としたまま抽象的に5号や6号該当性を主張し続けるのであれば、※5の不開示は不開示事由該当性の主張立証が成功していないとして取り消されるべきである。

(2) ※6について

※6の回答内容も全て墨塗されているが、被告の主張によれば、この部分には第五十八寿和丸及び僚船の操業状況も記載されているとのことである。操業状況について、少なくとも事故調査報告書2頁以下に記載された内容は開示できるはずであるところ、そのような区別すらされていない。※5と同様に※6も全てを不開示することに合理性があるとは考えられず、本来部分開示が可能な部分まで墨塗りとしていると言わざるを得ない。

8 乙②40

乙②40は、本件事故につき、発覚時から捜索打ち切りまでの間、収集した情報を関係先に向けて連絡した文書とのことであるが、「その余」の不開示部分はあまりにも広すぎる。

1枚目から39枚目までは、平成20年6月23日から同月30日にかけて発せられた「海上保安庁連絡事項」であるが、「件名」「事案の概要」が全て不開示とされている。各連絡事項の文書の体裁からして、本件事故発生時、「連絡先」欄記載の多数の連絡先に随時送られた本件事故に関する速報の類の情報が記載されていると考えられ、秘匿性が高い類型の情報であるとは考えられない。記載内容すべてが5号ないし6号の「おそれ」があるとは考え難く、被告において「おそれ」があると主張する記述部分を具体的に特定した上で、「おそれ」のない記述部分は開示すべきである。

被告の説明によれば、「その余」には「第五十八寿和丸の捜索、乗組員の救助方法、救助活動の結果、捜索及び救助協力者に係る情報」が記載されているとのことであるが、船の捜索や乗組員の救助方法・救助活動の結果等は、乙②30の40枚

目以降の記者会宛の文書や本件事故に関する新聞記事（甲１）にも記載されていることからすれば、全てを不開示とすることに合理性があるとは考えられず、本来部分開示が可能な部分まで墨塗りとしていると言わざるを得ない。

９ 乙②４２

（１）※４について

乙②４２－１の１枚目・※４について、被告は「第五十八寿和丸の船舶所有者、救助に協力した第三十一寿和丸と関係機関、団体等との救援体制を示したもの」が記載されていると説明するが、記載部分全てが墨塗されているために、救援体制が文字情報で説明されているのか何らかの図が示されているのかすら不明である。少なくとも第五十八寿和丸や第三十一寿和丸の名称は開示できるはずだが、それすらされておらず、不開示部分の区切り方が不十分であることは明らかである。

（２）※５について

この部分には「事故当日から翌日にかけての現場での救助活動の状況や関係者、関係機関との連絡状況が時系列に記載されたメモ」が記載されているとのことである。これらの情報は乙②４０の４０枚目以降の報道機関向けの説明文書にも記載されており、少なくとも報道機関向けに説明された救助活動の状況や関係者、関係機関との連絡状況は開示すべきである。

にもかかわらず、※５も記載部分全てが墨塗されており、不開示部分の区切り方が不十分であることは明らかである。

（３）※７について

※７は「事故当日から６月２８日までの捜索状況について、第三十一寿和丸から関係者あてに発信されたファックス又は電子メール」及び「これらに添付された本文と一体不可分な資料」とのことであるが、これについても、※５と同様に、捜索状況に関する情報は乙②４０の４０枚目以降の報道機関向け説明文書にも記載されており、少なくとも報道機関向けに説明された救助活動の状況は開示すべきである。

にもかかわらず、ファックス及び電子メールの文面は全て墨塗されており、不開示部分の区切り方が不十分であることは明らかである。

10 乙②43

文書のタイトル自体が一部不開示とされているが、1枚目の表形式の書式や被告の説明から、「事故発生海区における回収物の品目、数量等」がリスト形式で記載された文書であることまでは理解できる。

被告は書式以外の記載内容をほぼ全て墨塗しているが、他の資料から回収品の一部が明らかにされていることからすれば、乙②43の不開示部分もそもそも不開示事由に該当しないか、開示して差し支えない部分と不開示部分との区切り方が不十分で過大な墨塗がなされていることが明らかである。

例えば、事故調査報告書40頁上から2行目以降に、膨張式救命いかだが回収された旨が記載されているほか、乙②40の48枚目（平成20年6月24日午後9時30分「漁船第58寿和丸転覆海難について（第17報）」）に「第58寿和丸の防舷物1個、木箱1箱等が揚収されている」、同51枚目（平成20年6月24日午後5時35分「漁船第58寿和丸転覆海難について（第15報）」）に「同海域において、・・・魚網（黄色）を揚収しました」、同55枚目（平成20年6月24日午後0時05分「漁船第58寿和丸転覆海難発生情報（第12報）」）に「同海域において、・・・防舷物（黄色）1個、木箱（白色）1個、コイルされたロープ（黒色）1巻を揚収しました」、同57枚目（平成20年6月24日午前6時5分「漁船第58寿和丸転覆海難発生情報（第10報）」）に「もり2本及び道具を入れる箱を発見し揚収しています」とあり、回収品がその都度説明されている。

11 乙②45、47

いずれも本件事故調査のために収集した学術論文であり、本件事故調査のために作成されたものではなく、公表済みの資料であるから、不開示事由該当性は認めら

れない。

被告は、本件事故調査について収集したことを強調するようであるが、事故調査報告書が引用した文献や参考文献は、例えば同書15頁脚注17・18において二つの文献が引用されており、同書101頁においても参考文献として4つの文献が挙げられている。このように、事故調査報告書作成の過程で収集ないし参照された学術論文の著者及びタイトルは公表されているのであり、このことから、乙②45、27の各論文が不開示事由に該当しないことがわかる。

12 乙②46

メール文の送信先である運輸安全委員会の事故調査部門の担当者の名字以外は全て不開示とされているが、記述内容のすべてに5号や6号の「おそれ」があるといえるとは考えられず、開示できる記述部分は開示すべきである。このような区別をすることなく全て不開示とすることは明らかに過大な不開示であって、区切り方が不十分であることは明らかである。

13 乙②52

一部開示された文書から、「その余」の部分は、本件事故当時の付近海域の気象・海象状況に関し、僚船に対して、6つの項目について、視認又は確認した状況の記入を求めたものであることがわかる。

そうであれば、少なくともこれら6つの項目ごとに区分けした上で、各項目の見出し等は開示できるはずであり、その上で各項目について不開示情報の内容を説明すべきである。この6つの項目すら被告が明らかにせず、不開示部分を区切ることもしないのであれば、乙②52の文書の「その余」について一般的・類型的な内容の説明がなく、不開示事由該当性の主張立証がないものとして取消請求を認容すべきである。

以上